

ID: 222

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	特例許可に係る内容の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第68号		
【根拠条文】 (特例許可に係る内容の変更申請) 第3条 特例許可を受けた者が当該特例許可に係る内容を変更しようとするときは、改めて特例許可を受けなければならない。ただし、市長が当該変更の内容を軽微なものとして承認したときは、この限りでない。 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、変更承認申請書(様式第4号)の正本及び副本に、それぞれ許可通知書の副本及び当該変更に係る図書を添えて、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請について、承認又は承認しないことを決定したときは、変更承認(不承認)通知書(様式第5号)に変更承認申請書の副本及び当該変更に係る図書を添えて、申請者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日